

令和5年10月13日
四国電力送配電株式会社

特定の発電契約者に係るインバランス料金の誤算定について

当社は、発電契約者との間でインバランス料金の授受を毎月実施しておりますが、今般、当社システムへの発電設備情報の登録誤りによって、2023年5月分から7月分までの3か月間、特定の発電契約者（1社）に係るインバランス料金を誤って算定していたことが判明いたしました。

誤った料金を通知・請求していた発電契約者とは、精算に関する協議を行い、合意いただいております。

関係の皆さまに多大なご迷惑をお掛けいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

また、当社では、本事案を受けて、当社システムに登録されている発電設備情報の全数チェックを行い、他に同様の登録誤りがないこと、ならびにインバランス料金に誤りがないことを確認しております。

当社といたしましては、社内チェック体制をより一層強化し、正確な料金算定に努めてまいります。

以上